

知財法務の勘所Q & A（第95回）

キャラクタービジネスと知的財産法

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

弁護士 風間 凜太郎

弁護士 清水 ゆうか

アニメをはじめとするコンテンツ産業が盛んなわが国において、キャラクターを活用したビジネスは、文化の発展のみならず国の経済発展にも寄与する重要なものといっても過言ではありません。このようなキャラクタービジネスを展開する上では、適用され得る法律や保護態様を十分に把握しておくことが、成功の鍵となると考えます。以下では、キャラクターと知的財産法の関係性を説明します。

Q1 キャラクターは、法律上どのように保護されるのでしょうか。

A1 日本には抽象的な概念としてのキャラクターそのものを直接保護する法律はありませんが、主に知的財産法各法により保護されます。これらの法律によって付与される独占権により、権利者は第三者によるキャラクターの無断使用に対して差止請求や損害賠償請求といった権利行使をすることができます。

ア 法律による保護

まず、キャラクターの権利保護にあたっては、著作権法によりイラストの保護を検討することが出発点となると考えられます。

著作権法は、思想・感情の創作的表現を著作物として保護する法律です。例えば、漫画やアニメなど具体的なイラストとして表現されたキャラクターは、一般的に著作権によって保護されます。著作権は、著作物の複製のみならず、変形・翻案する権利にも及ぶため（著作権法27条）、第三者が無断でイラストを印刷したグッズを販売している場合のみならず、イラストを立体化したグッズを販売している場合にも権利行使をすることが可能になります。

次に、キャラクターのデザインや名称を保護する観点からは、商標法や不正競争防止法（以下「不競法」）による保護も考えられます。

商標法は、特許庁に登録された文字や図形、立体的形状等を保護する法律です。登録要件を満たせば、キャラクターのイラストや名称を登録することもでき、商標権者は、登録された範囲と同一又は類似の範囲で、無断で商標を使用する者に対して権利行使ができます。商標権の存続期間は、登録の日から10年（商標法19条1項）ですが、更新を続けることで半永久的に存続させる